

建築一式工事における現場代理人の兼任について

鈴鹿市が発注する建築一式工事で予定価格が130万円を超える工事において、現場代理人の兼任を認める条件及び手続きの方法等は以下のとおり。

1. 以下の条件に該当する工事について、現場代理人の兼任を認める。ただし、1名の現場代理人が兼任できる工事は2件までとする。

1. 兼任する2件の工事の発注者が、いずれも「鈴鹿市」であること。
2. 兼任する2件の工事の発注業種が、いずれも「建築一式」であること。
3. 兼任する2件の工事の工事現場が、いずれも「鈴鹿市内」であること。
4. 兼任する2件の工事の当初契約金額の総額が、「8,000万円未満」であること。
5. 兼任する2件の工事の予定価格が、いずれも「4,000万円未満」であること。
6. 発注者又は監督職員が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
7. 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐し、さらに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たることが可能なこと。

2. 受注者は、現場代理人を兼任する際、契約締結時に「現場代理人兼任届」を技術監理契約課に提出する。また技術監理契約課での確認後、着手届と併せて、工事担当課へ「現場代理人兼任届」を提出する。

3. 発注者から現場代理人の承認を取り消された際には、新たな現場代理人を配置すること。新たな現場代理人を配置できない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

《問い合わせ先》

鈴鹿市役所 技術監理契約課

電話：059(382)9039